

必要書類 消せないボールペンで記入してください

	必要書類	必要条件・確認内容	必要書類を省略できる条件
①	姫路市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書	<input type="checkbox"/> 裏面の内容も確認・同意いただいた上でご記入ください	
②	姫路市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書	<input type="checkbox"/> 主治医が記入します	
③	領収書原本	<input type="checkbox"/> 受診等証明書に記載された治療期間内のもの、領収金額と合致するもの <input type="checkbox"/> 医療費控除などで原本が必要な場合は窓口でコピーをとります	
④	住民票原本	<input type="checkbox"/> 世帯全員のもの <input type="checkbox"/> 続柄の記載のあるもの <input type="checkbox"/> 戸籍の筆頭者の記載があるもの <input type="checkbox"/> マイナンバーの記載は不要 <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/> 同じ年度内(4月1日～翌年3月末)の2回目以降の申請で、記載内容に変更がない場合
⑤	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)または戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)	<input type="checkbox"/> 住民票では夫婦の婚姻関係が確認できない場合 <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/> 住民票で続柄及び戸籍の筆頭者の記載により夫婦関係が確認できる場合
		<input type="checkbox"/> 事実婚関係の場合 両人分それぞれ必要	
		<input type="checkbox"/> 助成回数をリセットする場合 戸籍謄本に限る	
⑥	相手方登録申出書	<input type="checkbox"/> 過去に口座の登録をしたことがない方 <input type="checkbox"/> 前回申請時から住所や振込口座などに変更がある場合	<input type="checkbox"/> 前回申請時と変更がない場合
⑦	事実婚関係に関する申立書	<input type="checkbox"/> 事実婚関係の方	
⑧	通帳(振込口座)、印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑は認印で可、スタンプ印は不可	
⑨	死産を証明するもの	<input type="checkbox"/> 助成回数のリセットに該当する方	

- ◆①,②,⑥,⑦は保健所1階窓口にあります。保健所のホームページからもダウンロードできます。
- ④,⑤は、市役所・駅前市役所・支所・出張所・サービスセンター等で交付しています。(証明書交付に必要な手数料は自己負担になります。)
- ◆配偶者が海外在住など上表の書類が揃わない場合は、お問い合わせください。

兵庫県専門相談 専門知識をもつ医師や助産師が相談に応じています。相談は無料、秘密は厳守されます。

	不妊・不育 男性不妊相談共通	不妊・不育専門相談 (不妊の悩み、習慣性流産・不育症など妊娠に関すること)		男性不妊専門相談 (男性不妊に関する疑問や不安など)	
相談方法	電話相談	面接相談(完全予約制)		面接相談(完全予約制)	
電話番号	078-360-1388	078-362-3250(予約専用番号) ※相談日の5日前までに要予約			
会場		兵庫県立男女共同参画センター	兵庫医科大学病院内	神戸市内(予約時にお伝えします)	
日時	第1・第3 土曜日	第2土曜日	第4水曜日 (5月・8月・1月のみ)	第1火曜日 (5月・8月・1月を除く)	第2土曜日
	10:00~16:00	14:00~17:00	14:00~17:00	14:00~15:00	15:00~17:00 14:00~17:00
担当	助産師 (不妊症看護認定看護師)	助産師 (不妊症看護認定看護師)	産婦人科医師	産婦人科医師	泌尿器科医師 助産師 (不妊症看護認定看護師)



修正版

令和3年度

不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内

特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けられたご夫婦に対し、
治療に要する費用の一部を助成します。



＜申請受付場所＞ 姫路市保健所 1階 申請受付窓口
姫路市坂田町3番地

＜問い合わせ先＞ 姫路市保健所 健康課
電話(079)289-1641

対象者 以下の(1)~(4)の全てに該当する方が対象になります。

- (1) 姫路市内に住所がある夫婦であること
(法律上の婚姻関係を原則としますが、**事実婚関係**※にある場合も含まれます。)
※戸籍謄本や住民票により重婚でないこと、同一世帯であることの確認が必要
- (2) 治療を行った期間の初日における**妻の年齢が43歳未満**であること
- (3) 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている方
- (4) **指定医療機関**で特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた方、特定不妊治療の一環として男性不妊治療(手術による精子の採取)を受けた方

助成内容

- (1) **助成金額** 1回の治療につき、治療区分に応じて下表の助成上限額まで助成
※「1回の治療」とは、採卵の準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさします。治療区分については、右の図をご覧ください

特定不妊治療(女性)		
治療区分	A・B・D・E	C・F
助成上限額	30万円	10万円

男性不妊治療※	
治療区分	A・B・D・E・F
助成上限額	30万円

※男性不妊治療
特定不妊治療の過程の一環として平成28年4月1日以降に実施した手術(精子を精巣または精巣上体から採取するための手術)が対象です。
・治療区分のCを除きます。
・保険適用外の手術費用、凍結費用が対象です。
・採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象です。(ただし、その場合も助成回数の1回にカウントします。)

- (2) **助成回数** 初回助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢によって異なります。

妻の年齢	助成回数
40歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算6回まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算3回まで
43歳以上	なし

◆助成回数のリセットについて

過去に助成を受けたのち出産(妊娠12週以降の死産を含む)された方は、それまでの助成回数がリセットされ、その後初めて申請される助成が初回となります(出産を確認できる書類※が必要)。
※戸籍謄本、死産を証明するもの
その場合、助成回数の上限は出産後に初めて申請される治療の開始時の妻の年齢により異なります。

(例) 令和元年度に2回助成を受け、令和2年度に出産し、令和3年度に3回目の助成を申請する場合→令和2年度の出産により令和元年度の2回分がリセットされ、令和3年度に申請される治療が初回となります。
令和3年度の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合6回、40歳以上43歳未満の場合3回、申請が可能です。(ただし、43歳になるまでに開始した治療が対象です。)

申請受付期間 令和3年4月~12月に治療終了したものについては、令和4年3月31日まで
令和4年1月~3月に治療終了したものについては、治療終了日から3か月以内
※複数回の治療を申請する場合、「治療終了日」の早い順番に受理します。また、すでに申請した治療以前に終了した治療を遡って申請することはできません。

※期日までに必要書類が揃わない場合は、必ず期日までにご相談ください

指定医療機関 ※姫路市外でも、所在地の自治体で指定された医療機関は対象となります。

特定不妊治療(採卵・胚移植を行う医療機関)

医療機関	住所	TEL
Kobaレディースクリニック	姫路市北条口2-18 宮本ビル1階	(079)223-4924
親愛産婦人科	姫路市網干区垣内中町260	(079)271-6666
西川産婦人科	姫路市花田町一本松165-1	(079)253-2195
中林産婦人科クリニック	姫路市白国1-3-30	(079)282-6581

男性不妊治療(手術により精子の採取を行う医療機関)

医療機関	住所	TEL
石川病院	姫路市別所町別所2-150	(079)252-5235

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(点鼻薬)	採卵	薬品投与(注射もあり)		新鮮胚移植		凍結胚移植		(胚移植のおおむね2週間後)			
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与(自然周期で行う場合もあり)		胚移植		黄体期補充療法
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												対象外
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。